

○老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年三月二十三日条例第七号

改正

平成二七年 七月 九日条例第三八号

平成二八年 三月二二日条例第二二号

平成三〇年 三月二〇日条例第一六号

平成三〇年一〇月 九日条例第四五号

令和 三年 三月二二日条例第九号

令和 六年 三月一八日条例第一二号

令和 七年 三月二四日条例第一二号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第七条 養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員及び入所者に周知しなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(規模)

第九条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホーム（法第二十条の五第一項に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 職員室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 霊安室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、一の居室の定員は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 医務室又は職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号ロ、ニ及びホに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

（職員の配置の基準）

第十一条 養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることに より当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員

イ 常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条第一項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第四十二条の二第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条第十四項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第五十三条第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

六 栄養士又は管理栄養士 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項（第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 生活相談員

イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

三 看護職員

イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二以上とすること。

ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 第一項、第二項、第七項、第八項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。））、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）若しくは診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム（以下「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホーム」という。）であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第一項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 8 指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。
- 9 第一項第四号ロ又は第二項第二号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 10 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第百八十九条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第

百七十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上とする。

11 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせなければならない。

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。

一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五 診療所 事務員その他の従業者

（入退所）

第十二条 養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者及びその家族の希望並びにその者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者に対し円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームの設置者は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第十三条 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況及びその置かれている環境並びにその者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十四条 養護老人ホームの設置者は、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居宅サービス等の利用)

第十五条 養護老人ホームの設置者は、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適

切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（施設長の責務）

第十六条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十二条から前条まで及び次条から第二十条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制等）

第十七条 養護老人ホームの設置者は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十七条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第十七条の三 養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第十七条の四 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第十八条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、当該養護老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十九条 養護老人ホームの設置者は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 養護老人ホームの設置者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合及びそれに至る危険性がある事態が生じた場合の当該事実の報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡しなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 第二項の事故の損害のうち、養護老人ホームの設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第二十条の二 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホームに係る運営の基準に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和六十二年三月九日において現に存する養護老人ホームについては、第十条第三項第十四号の規定は、当分の間、適用しない。

2 昭和六十二年三月九日において現に存する養護老人ホームについては、第十条第四項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、一の居室の定員は、二人とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とする」とする。

第三条 平成十八年四月一日において現に存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）については、第十条第四項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、一の居室の定員は、二人とすることができる」とあるのは「原則として二人以下とする」と、同号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備を除き、三・三平方メートル」とする。

附 則（平成二七年七月九日条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二二日条例第二二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第一六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月九日条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日条例第九号抄）

改正

令和 六年 三月一八日条例第一二号

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において

準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条、第百四十五条の三、第百五十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）、第百四十三条第三項及び第百七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第百十三条、第百二十九条の三、第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第三十一条第一項（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第三十条第一項（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第二十二条第一項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の三第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十条の二第二項第三号（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十五条の二第二項第三号（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十六条の二第二項第三号（新介護老人保健施

設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十五条の二第二項第三号（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第十八条の三第二項第三号（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

附 則（令和六年三月一八日条例第一二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。（後略）

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第百二十七条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条の三及び第百五十一条において準用する場合を含む。）、第百四十条第八項、第百五十七条第六項及び第百六十九条第八項並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百九条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条、第百二十九条の三及び第百三十五条において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第三条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特

別養護老人ホーム基準条例」という。)第二十三条の三(新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第三十条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第三十一条の三(新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第百三十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条、第百四十五条の三、第百五十一条、第百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第百七十四条において準用する場合を含む。))及び第百八十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第百十二条の三(新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条、第百二十九条の三、第百三十五条、第百四十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。))及び第百七十二條において準用する場合を含む。))及び第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第三十条の三(新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十七条の四第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十条の三第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十六条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十七条第一項(新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第二十六条第一項(新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則 (令和七年三月二四日条例第一二号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

一般入所者の数	支援員の数
二〇以下	四
二一以上三〇以下	五
三一以上四〇以下	六
四一以上五〇以下	七
五一以上六〇以下	八
六一以上七〇以下	一〇
七一以上八〇以下	一一
八一以上九〇以下	一二
九一以上一〇〇以下	一四
一〇一以上一一〇以下	一四
一一一以上一二〇以下	一六
一二一以上一三〇以下	一八
一三一以上	一八に、入所者の数が一三一を超えて一〇又はその端数を増すごとに一を加えて得た数